

ウインドパーク南伊吹風力発電事業（仮称）に係る
環境影響評価方法書に対する知事意見

< 総括的事項 >

- 1 当該事業の実施に当たり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じた時は、必要に応じて選定項目及び選定手法等を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- 2 準備書の作成にあつては、土地利用をはじめ事業計画をより具体的に示し、森林法など個別法の許認可についての配慮事項を明示すること。
- 3 関係住民への準備書の周知のための説明会において、十分な説明を実施すること。
- 4 当該事業の実施及び環境影響評価方法書に関して、滋賀県及び滋賀県米原市長から、別添写しのとおり意見書が提出されているので、当該意見を勘案すること。

< 個別的事項 >

【水質】

- 5 浮遊物質（SS）は生活環境項目であるため、年間を通じて毎月測定すること。また、降雨時の状況を把握すること。併せて風車の基礎工事にコンクリートを使用することから、水素イオン濃度（pH）を測定項目とすること。

【土壌】

- 6 掘削工事により発生する土砂についても、環境基準を超過するもの（自然由来物質含む）については、適正に処理すること。
- 7 工事の実施に伴う土地の改変により自然的原因による汚染土壌の発生とそれによる水質汚濁の可能性を予見するため、必要な調査を実施すること。

【騒音】

- 8 騒音の測定回数について必要に応じ回数の追加を、測定地点について事業区域近接地に限定せず必要に応じ追加をそれぞれ検討すること。また、その検討経過を明らかにすること。

【低周波音】

- 9 低周波音を環境項目として選定し、調査、予測及び評価をすること。また、予測にあ

っては予測条件を明確にすること。

10 低周波音の測定時には風速の測定を併せて実施すること。

【騒音、低周波音】

11 騒音及び低周波音の調査、予測及び評価にあつては最新の知見が示された場合はその知見に従い実施すること。

【廃棄物】

12 廃棄物処理計画について、チップ化など再利用にあつては、具体的な量や方法を明示し、目的に応じた適正な量の使用を計画すること。また、利用の際には、所管部局に工法を協議すること。

【電波障害】

13 地上波デジタルテレビ放送の場合、関係地域（周囲 2 km）以上の広範囲において電波障害が発生する虞があることから、調査範囲を再検討すること。また、その検討経過を明らかにすること。

14 天候が悪い日の調査も検討すること。また、その検討経過を明らかにすること。

【地形・地質】

15 表層地質図におけるチャートと石灰岩の誤りを訂正すること。

16 地形図について、可能な限り見やすいものとする。また、引用をそれぞれ明確にすること。

【動物】

17 希少種に関する文献調査について、文献調査範囲を明確にすること。また、現地調査にあつては、専門家の意見を踏まえ適期に実施すること。

18 哺乳類の現地調査について、以下の点に留意すること。

- ・ トラップ、自動測定装置等の調査の充実を図ること。
- ・ 複数人による遺漏のない調査を実施すること。
- ・ ライトセンサスの実施を検討すること。また、その検討経過を明らかにすること。

19 哺乳類（コウモリ類）について、ユビナガコウモリ、テングコウモリ等希少種の生息可能性があることを念頭に、遺漏のないよう現地調査を実施すること。

20 哺乳類について、ヤマネの生息調査を実施すること。

21 鳥類（全般）の現地調査の回数追加を検討すること。また、その検討経過を明らかにすること。

22 鳥類の現地調査（ラインセンサス）において羽数の確認を実施し、密度計算を行うこ

と。

- 23 鳥類の現地調査（ラインセンサス）は、東西のラインの他事業区域において不足のないよう実施すること。
- 24 鳥類（渡り）の現地調査について、以下の点に留意すること。
 - ・ 専門家の意見を踏まえそれぞれの種に応じて適切な期間を確保すること。
 - ・ 早朝の調査を遺漏のないよう実施すること。
 - ・ 休息状況の把握に努めること。
 - ・ 複数年（少なくとも2年間）実施すること。
 - ・ 春季の実施も検討すること。
- 25 鳥類（猛禽類）の調査について、以下の点に留意すること。
 - ・ 繁殖が確認できる期間（少なくとも2年間）実施すること。
 - ・ 行動圏、繁殖圏の調査を行い、適切に予測及び評価を実施すること。
 - ・ 現地調査地点は、営巣可能性の高い区域を全て網羅すること。
- 26 鳥類及び哺乳類（コウモリ類）について、飛翔高度、飛翔行動パターンの把握と風車の面的な位置関係（ブレード回転範囲）の比較により、衝突の可能性（バードストライク）の予測及び評価を実施し、対策の検討を行うこと。
- 27 昆虫類（チョウ目）のうち、一般にゼフィルスと呼ばれる希少種の生息可能性があることから、現地調査においては、卵の確認をするなど、生息・生育環境を踏まえた適切な調査を実施し、生息実態の的確な把握に努めること。

【生態系】

- 28 生態系の調査、予測及び評価について、地域住民、専門家の意見を踏まえ適切に実施すること。
- 29 事業実施区域周辺における、当該事業に関する生態系への影響及び生息地の移動による二次的な集落への影響の調査を検討すること。また、その検討経過を明らかにすること。

【動物・植物・生態系】

- 30 文献等による知見が不確実なものにあつては、現地調査において遺漏のないよう留意すること。

【動物、生態系】

- 31 相当数の大型車両の通行が予想されることから、工事中における動物、生態系への影響の予測及び評価を実施すること。

【景観】

- 32 景観の予測及び評価にあつては、各風車の可視領域を明示すること。
- 33 優れた景観(眺望)を有する地点に関する住民からの情報を積極的に取り入れるなど、必要に応じて眺望点の追加を検討すること。また、その検討経過を明らかにすること。
- 34 景観の予測及び評価にあつては、色彩についての検討をし、見解を示すこと。
- 35 視覚的影響について十分なシミュレーションを実施すること。(フォトモンタージュ、ワイヤーフレームなどの検討)

【工事計画】

- 36 道路幅の拡幅工事など、当該事業に伴う道路工事においては、環境に配慮した工法を可能な限り取り入れること。
- 37 工事に伴う濁水対策を適切に実施すること。
- 38 稜線付近の土地改変を伴い土石流が発生する可能性があることから、事業の実施にあつては留意すること。

【緑化計画】

- 39 風が強い地域において、尾根伝いに伐採を計画する事業であり、風衝草地化する虞があることから、植生復元の計画を十分に検討し、その検討経過を明らかにすること。
 - 40 植生復元には可能な限り在来種の使用を検討し、その検討経過を明らかにすること。
 - 41 緑地の復元を確認できるまでの間、事後調査の実施を検討し、その検討経過を明らかにすること。
- 42 1～41の措置について、準備書に記載すること。